# 平成26年度 エネルギーの地産地消促進事業費補助金

自治体と企業等との共同による固定価格買取制度を活用した新エネルギーの設備導入事業の取組に対して支援を行い、地域におけるエネルギーの地産地消を促進するとともに、事業により得られた売電収入を地域振興事業に活用し、地域活性化を図るものです。

#### 【事業の概要】

### ■補助対象者

市町村(複数市町村含む。)と法人及び任意団体等で構成する共同体(コンソーシアム)

#### ■補助対象事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び附属設備の導入事業で、次のいずれにも該当すること

- 法第4条に規定する**特定契約に基づき得られる収入(以下「売電収入」という。)の全額を地域振 興事業等に活用**すること
- 他の道事業に採択されたことがない事業であること

ただし、特定契約期間において、**地域振興事業等(下記の①~④)のうち、補助金額以上を省エネ・新 エネの推進に資する**こと

#### ◇法第2条第4項に定める再生可能エネルギー源とは

・太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等

#### ◇地域振興事業等とは

次の事業及び当該補助事業による導入設備の維持管理費等(維持管理・修繕経費、減価償却費等)

①企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成、企業導入に係る産業基盤整備、農林水産業等の経営近代化に係る事業、地域産業関連に係る生産・加工技術研究開発事業など

#### ②地域活性化事業

特産品の開発普及、地域おこし、人材育成、観光振興、生活利便性に資する事業など

- ③上記①、②の事業に要する経費に充てる基金の造成
- ④その他知事が認めるもの

#### ■補助対象経費

- 旧场77条框具		
項目	対象経費	(経費例)
設計費	機械装置等の設計に係る経費	機械装置等の設計費用
設備費	機械装置等の購入及び製造、修繕又は据付等に必要な経費	太陽光: 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、受変電設備等 風 力: 風力発電機、タワー、受変電設備等 水 力: 水力発電機、受変電設備等 地 熱: 蒸気熱水設備、発電設備、受変電設備等 バイオマス: 発電機、メタン発酵装置、ガス脱硫装置、受変電設備等
工事費	機械装置等の設置に不可欠な配管、配 電等の工事に必要な経費	基礎・土木、据付、電気・配管、試運転調整等
諸経費	機械装置等の設置を行うために直接必要とするその他の経費	工事負担金、管理費(旅費、通信費、会議費等)
事が特に	機械装置等の設置に必要な経費のうち、事前協議を経て知事が特に必要と認めた経費 (ただし、食糧費等や常用雇用者人件費は補助対象外)	電源線、遮断機敷設、計量器、構造試錐井 · 観測井、探査 費等

## ■補助率・限度額

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助限度額 1,500万円

#### 【事業計画の受付期間】

平成26年4月3日(木) ~ 平成26年5月30日(金)

※事業計画書の提出は、最寄りの振興局(総合)産業振興部商工労働観光課に提出してください。

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ

問い合わせ先

\_\_TEL:011-231-4111\_\_内線26-172又は26-181\_\_\_担当:鈴木又は天内